

2026年3月10日

「他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」に関する ニュースリリースの訂正とお詫び

本日付ニュースリリースいたしました「他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」において、記載内容に一部誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、謹んで訂正させていただきます。

記

1 対象ニュースリリース

2026年3月10日（火）

「他行を支払地とする手形・小切手の入金受付停止」

2 訂正箇所

【参考】に記載の表のうち、以下の欄

(1) 他行を支払地とする手形の取立

(正) 支払期日が 2027. 3. 31 までのものは取立可能

(誤) 支払期日が 2026. 9. 30 までのものは取立可能

(2) 他行を支払地とする小切手の取立

(正) 振出日が 2027. 3. 31 までのものは取立可能

(誤) 振出日が 2026. 9. 30 までのものは取立可能

3 訂正後のニュースリリース

<https://www.akita-bank.co.jp/showimage/pdf?fileNo=8908>

(以 上)